

「ホテル・旅館等における夜間防火管理体制の検証訓練マニュアル」

第1 趣旨

1 目的

ホテル・旅館等において、防火管理体制について最も条件の悪い夜間に火災が発生した場合に、従業員（自衛消防隊員）が一定時間内に適切な行動をとれるかを検証し、その検証結果をもとに適切な防火管理体制を整備することにより、ホテル・旅館等の安全性を高めることを目的とする。

2 指導の対象

ホテル・旅館等（消防法施行令別表第1(5)項イ及び同表(16)項イに掲げる防火対象物のうち同表(5)項イの用途に供する部分が存するもの）で、次のいずれにも該当する(5)項イの部分とする。

- (1) 収容人員が30人以上
- (2) 防火対象物の階数が3以上

3 開始時期

平成27年4月1日

4 実施回数

年間2回以上実施しなければならない消防訓練のうち、1回以上はこの「ホテル・旅館等における夜間防火管理体制の検証訓練マニュアル」（以下「検証訓練マニュアル」という。）をもとに訓練を実施するものとする。

5 検証訓練要領

この検証訓練マニュアルでは、火災発生時に自衛消防隊が対応しなければならない対応事項を7項目掲げている。

この7項目の対応事項について、夜間の防火管理体制で検証訓練を実施し、ホテル・旅館等の構造、内装又は消防用設備等により、あらかじめ設定された行動可能時間（以下「限界時間」という。）内に対応事項が全て実施できるか、個々の対応事項は適切であるかについて検証し、その検証結果に応じて、「第8 対応事項の完了までに要する時間が限界時間を超過した場合の改善策」及び「第9 改善策の例」に基づいて改善させ、改善した体制により再度、検証訓練を実施し、適切な夜間の防火管理体制を整備するものとする。

6 消防計画への規定

対象施設は、「検証訓練マニュアル」に基づく消防訓練を実施するとともに、消防計画に夜間の自衛消防組織及び夜間の防火管理体制における消防訓練等について定めておくものとする。

第2 対応事項

自衛消防隊が行わなければならない7項目の対応事項は次のとおり。

1 出火場所の確認

自動火災報知設備の受信機及び警戒区域図により出火場所を確認する。

2 現場確認

出火場所に至り、現場の状況を確認する。

3 消防機関への通報

火災発生及び必要事項を消防機関（119番）へ通報する。

4 初期消火

消火器又は屋内消火栓により初期消火を実施する。

5 情報伝達

宿泊客に、火災である旨及び避難開始を伝達、指示する。

6 避難誘導

情報伝達により廊下に出てきた宿泊客を安全な場所まで誘導する。

ここでいう「安全な場所」とは、次に掲げる場所をいう。

【耐火建築物の場合】

- ・特別避難階段の附室
- ・たて穴区画がなされている階段室
- ・屋外避難階段
- ・安全な地上までの避難路を有するベランダ等

【耐火建築物以外の場合】

- ・安全な地上

7 消防隊への情報提供

到着した消防隊に、火災の状況及び避難の状況等を報告する。

8 その他

上記の対応事項7項目以外にも必要であると考えられる事項がある場合については、それぞれのホテル・旅館等において検討し、追加・変更すること。

第3 限界時間の設定

限界時間は、出火階と非火災階について、それぞれ次により決定する。

【出火階の限界時間】

(1) スプリンクラー設備が設置されている階・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9分

(2) スプリンクラー設備が設置されていない階

ア 内装制限がなされている場合で、客室と廊下の間に煙の流通がない場合

(欄間、ガラリ等のない場合)・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6分

イ 内装制限がなされているが、客室と廊下の間に煙の流通がある場合

(欄間、ガラリ等のある場合)・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5分

ウ 内装制限がなされていない場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3分

エ ただし、上記ア～ウの場合で、次に該当する場合は延長時間を加算することがで

きる。

(ア) 寝具類に防災製品を使用している場合・・・延長時間1分

(イ) 対応事項の4初期消火において、屋内消火栓を使用する場合・・・延長時間2分

注1：「内装制限がなされている」とは、客室の壁（床面から高さ1.2メートル以下の部分を除く。以下同じ。）及び天井の室内に面する部分の仕上げが難燃材料で、客室から地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げが準不燃材料でなされている場合をいう。以下同じ。

注2：(2)エ(ア)の延長時間は、内装制限がなされていない場合の基準時間には加算できないものとする。

注3：(2)エ(ア)(注2以外)及び(イ)の延長時間は、それぞれ基準時間に加算することができるものとする。

【非火災階の限界時間】

非火災階の限界時間は、出火階の限界時間に次の時間を加算したものとすること。

(1) たて穴区画がなされている場合・・・3分

(2) たて穴区画がなされており、かつ各客室に定員相当の火災避難用保護具（簡易型空気呼吸器等）が設置されている場合・・・4分

(3) 上記(1)及び(2)以外の場合・・・加算時間なし

第4 「検証訓練マニュアル」に基づく検証訓練の進め方

1 検証訓練の事前準備

(1) 防火管理者は、「検証対象物調査表」を作成し、簡単な各階平面図を添付する。（様式第1号）

(2) 防火管理者は、自衛消防隊員と共に対応事項の具体的な行動について検討し、「行動表（自衛消防隊員訓練計画）」を作成する。（様式第2号）

(3) 行動表（様式第2号）は、事前に検証員（消防署が立会う場合は、消防職員）に提出する。

(4) 防火管理者は、「検証対象物調査表」（様式第1号）に基づいて限界時間を決める。

2 検証訓練に必要な人員及び役割

(1) 検証員

・検証員は防火管理に関する知識を持っている者（防火管理者講習修了者等）の中から防火管理者が指名する。

・消防職員が訓練に立会う場合は、消防職員が検証を行う。

・訓練を実施する自衛消防隊員1名につき検証員1名を配置する。

・検証員が複数となる場合は、主任検証員を定め、検証のとりまとめを行う。

【役割】

検証員は、自分が担当する自衛消防隊員の行動を、行動表（様式第2号）により事前に確認しておき、検証チェック表（様式第3号）の各項目のうち、担当する隊員の実施

項目以外を削除しておく。

検証員は、訓練の開始から終了まで、担当する自衛消防隊員の行動のチェックと時間の計測を行う。

(2) 自衛消防隊員

検証訓練を実施する自衛消防隊員は、実際に夜間業務に従事している者とし、人数は通常夜間業務を行っている人数とする。(日時等によって人数が異なる場合は、最も少ない人数で実施する。)

【役割】

行動表(様式第2号)に従い、実際に対応事項を行う。

(3) 現示員

1名

【役割】

火点となる客室で待機し、室内の感知機の中の1個を発報させる。

発報方法は、お湯を絞った蒸しタオルで、差動式熱感知器を覆い発報させる。

3 検証訓練の実施方法

検証訓練の流れは従来から実施している訓練とあまり変わらないが、夜間に勤務している人数で、限界時間内に対応事項の全てを適切に終了しなければならない。


検証訓練の実施方法は次のとおり。

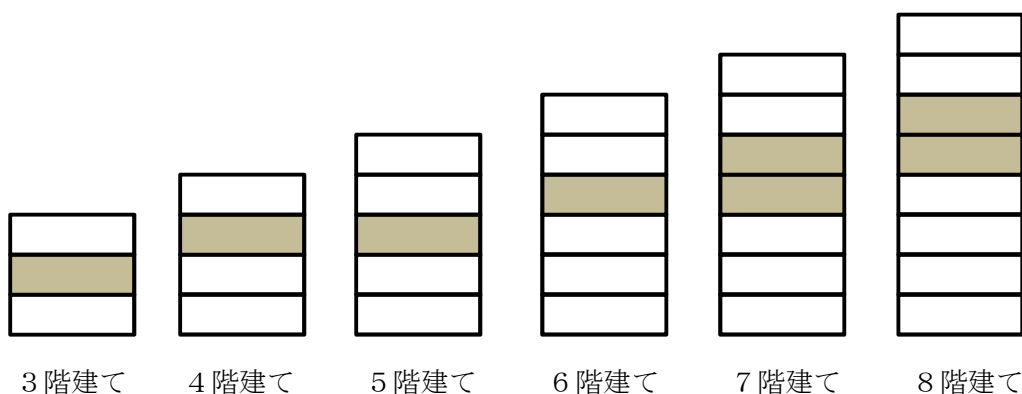
(1) 出火場所の決定

ア 出火室(火点)の決定は、検証員(主任検証員)が行う。

イ 出火室は、階数の1/2以上の階から最上階より2階下までの階(4階建て以下の場合は、最上階より1階下の階)にある客室のうち、火災確認を行うこととしている者が待機している場所から最も遠い客室とする。

【出火室の設定】

の階の客室で、出火場所確認をする者から最も遠い客室を選定する



(2) 火災の状況設定等(現示員)

ア 現示員は、出火室の入口ドアに赤旗等で火点である旨の表示をしておく。

※赤旗がない場合は、出火室である旨の表示を自衛消防隊員が把握しておけばよいものとする。

イ 現示員は、出火室内に火災の状況を表示しておく。

火災の状況は、初期消火活動を必要とし、かつ火災の拡大を想定したもとする。

【表示の例】

室内に煙が充満しており、
非常に熱気を感じる。

ウ 現示員は、出火室の内側から施錠しておく。

(3) 検証員の隊員行動チェック要領

ア 事前に検証チェック表（様式第3号）に、必要事項を記載するとともに、行動表（様式第2号）に基づき担当する自衛消防隊員の行動を把握しておく。（検証チェック表（様式第3号）の該当計測箇所を○で囲っておく）

イ 自動火災報知設備のベルの鳴動と同時に計測を開始し、担当する自衛消防隊員の行動をチェック表の項目に従ってチェックし、各項目の終了時間を記入する。

ウ 自衛消防隊員がチェック表に記載された対応事項を実施せずに次の行動に移った場合には、検証員はその時点で未実施対応事項を実施するように口頭で指示する。

また、対応事項を実施したが不確実であった場合にも、その時点で不確実事項を口頭で指示し、指示した行動から再度実施させるようにする。

この場合の検証員による口頭指示は、大きな声で端的に行う。

(4) 経過時間の計測

時間の計測は、それぞれの検証員が実施し、訓練終了時に主任検証員に報告する。

報告を受けた主任検証員はそれを集計する。

なお、時間計測の開始は自動火災報知設備発報時とし、それぞれ担当する自衛消防隊員の対応事項終了を計測していき、全ての対応事項が終了した時点を行動終了時間とする。

第5 対応事項の実施方法

1 出火場所の確認

(1) 自衛消防隊員は、自動火災報知設備の受信機前で待機するものとする。

(2) 実際の夜間勤務時に一時的でも仮眠をとることがある場合には、自動火災報知設備発報後15秒経過後に行動を起こす。

(3) 自動火災報知設備の受信機により発報した感知器の場所を確認し、現場確認へ向かう。

2 現場確認

(1) 現場確認に向かう者は、必ずマスターキーを持っていく。

- (2) 現場確認中は自動火災報知設備のベル停止をしない。
- (3) 現場に向かう際のエレベーターの使用について
- ・非常用エレベーターは使用可能
 - ・停電時最寄り階停止装置付きの常用エレベーターは、出火階の下の階までに限り使用可能
 - ・その他のエレベーターは使用不可能
- ※ 停電時最寄り階停止装置付きエレベーターとは、停電になった場合でも途中では停止せず、必ず最寄り階に停止し、外に出られるエレベーターのことをいう。
- (4) 火災を確認したら（出火室内の状況表示で確認）、「火事だーっ！！」と大声で2回叫び、状況を119番通報担当者等に知らせる。携帯用無線機、内線電話、自動火災報知設備の連絡電話等を利用する。
- （勤務者が1名の場合は、携帯電話を使用した119番通報も考慮）

3 消防機関への通報

火災確認後又は火災確認の連絡を受けた後、119番通報する。

なお、火災通報装置がある場合は使用し、その場合は火災通報装置のスイッチを押した時点で通報完了とする。

【通報内容】

- ・住所（付近の目標があれば併せて）
- ・ホテル・旅館等の名称
- ・出火場所（何階の何号室で、何が燃えているか）
- ・宿泊者数
- ・逃げ遅れ者数
- ・通報者氏名、電話番号

※ 実際に119番通報を行うか又は検証員を消防機関に見立てて模擬通報を行う。

※ 実際に119番通報を行う場合又は火災通報装置を使用して通報する場合は、事前に消防局指令センターへ模擬通報する旨の電話連絡をする。

（消防局指令センター 048-833-5000）

4 初期消火

模擬消火は、消火器、屋内消火栓のどちらを使用してもよい。

- (1) 消火器を使用する場合、放射のための動作（安全ピンをさわって、ホースを火点に向け、レバーを握る）を行った上で15秒間放射体勢を維持する。
- (2) 屋内消火栓を使用する場合、放水のための動作（起動ボタンをさわって、ホースを伸ばし、バルブをさわる）を行った上で30秒間放水体勢を維持する。

※ 操作は2名で行うが、易操作性1号消火栓又は2号消火栓の場合は1名でよい。

5 情報伝達

「客室伝達」を行う。

「客室伝達」とは、各客室に火災である旨を知らせてまわることをいい、その方法は

「火事だーっ！！」と大声で叫びながら（ハンドマイクがある場合には使用する。）各客室のドアを叩き行く。

非常放送設備が設置されている場合は、火災放送を起動するか又は火災である旨の内容を3回放送するものとする。

客室伝達の範囲は、建物の構造や設備等により異なるので、次の表に基づき実施する。

条 件	組み合わせ例										
	客室内部にスピーカー (注1)	共用部分にスピーカー (注2)	耐 火 建築物	内装 制限		水平区 画 (注3)	全ての たて穴 がたて 穴区画	客室か らの直 接避難 (注4)	安全な 階 段 (注5)	スプリ ンクラー 設備 設 置 (注6)	範 囲
				客 室	避 難 路						
客室内部に非常放送設備等により直接伝達が可能で、かつ、最終避難経路があるかスプリンクラー設備が設置されている場合	○	○						○			不 要
	○	○	○		○			○			
	○	○							○	○	
共用部分に非常放送設備が設置されており、火災階が防火区画によって分割されていて、上階延焼の恐れが少なく、上階からの避難路が確保されている場合		○	○		○	○			○		火災と なった 防火区 画内
		○				○			○	○	
共用部分に非常放送設備が設置されており、上階延焼の恐れが少なく、上階からの避難路が確保されている場合		○	○		○	○			○		火災階
		○							○	○	
共用部分に非常放送設備が設置されており、上階延焼の恐れがある程度少なく、上階からの避難路が確保されている場合		○	○			○			○		火災及 び直上 階
		○		○	○	○			○		
共用部分に非常放送設備が設置されており、上階からの避難路はあるが、上階延焼の恐れがある場合		○	○						○		火災階 以上の 階
上記以外の場合										全 階	

(注1)「客室内部スピーカー」とは、全ての客室内に非常放送設備のスピーカー又は火災である旨が一斉に伝達される電話機（非常用構内通報機）等が設置されていることをいう。

(注2)「共用部分スピーカー」とは、放送設備のスピーカーが消防法令に基づき共用部分に設置されていることをいう。

(注3)「水平区画」とは、建築基準法施行令第112条第1項の規定により又はこれに準じて、ホテル・旅館等の各階が耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備で区画され

ていることをいう。

なお、火災となった防火区画内のみ客室伝達を行おうとする場合には、水平区画を形成する当該ホテル・旅館等内の全ての防火戸について、閉鎖障害がないことが確認されていなければならない。

(注4)「客室から直接避難」とは、3階以上の全ての客室に避難器具が設置されているか、又は3階以上の全ての客室が安全な避難路を有するベランダ等に面していることをいう。

(注5)「安全な階段」とは、たて穴区画がなされている階段又は屋外階段が1以上設置されていることをいう。

(注6)「スプリンクラー設備設置」とは、スプリンクラー設備が消防法令に基づき設置されていることをいう。

6 避難誘導

廊下に出てきた客を安全な場所（第2 6参照）まで避難誘導するものとし、階段の構造により次のとおり実施する。

(1) 特別避難階段、屋外階段又はたて穴区画された階段室がある場合

出火階以上の各階に、階段室の入口付近で「こちらから逃げてください！！」と2回叫ぶ。(ハンドマイクがある場合使用する。)

※ スプリンクラー設備が設置されている場合は、出火階及びその直上階のみ、この行為（避難誘導）をすればよいものとする。

(2) 特別避難階段、屋外階段又はたて穴区画された階段室がない場合

直通階段のうち最も安全と思われる階段（出火場所を考慮）を選び、次のとおり避難誘導を行う。

ア 出火階及びその直上階

階段入口付近で「ここから逃げてください！！」と2回叫んだあと、出火階の1階下の階まで避難誘導する行為を実際に行う。

イ 出火階の直上階より上の階

最上階から出火階の2階上の階まで、各階の階段入口付近で「ここから逃げてください！！」と2回叫びながら、避難階まで避難誘導する動作を1回行う。

(3) 特別避難階段、避難階段又は屋外階段の入口部分に音声誘導機能付き誘導灯が設置されている場合は、避難誘導は省略できる。

7 消防隊への情報提供

情報提供担当の自衛消防隊員は、最後に担当検証員（消防隊役）に火災の状況等を報告する。なお、消防隊への情報提供は、時間計測に含まないものとする。

【報告する内容】

- ・ 出火場所
- ・ 火災の状況（出火室に表示された事項）
- ・ 避難の状況

(例)「状況を報告します。3階307号室から出火、延焼拡大中、宿泊客の避難完了、けが人なし、以上。」

第6 検証の実施結果

検証訓練の結果は、次の事項により判断する。

- (1) 出火階での対応事項・・・出火階の限界時間内に終了しているかどうか。
- (2) 非火災階での対応事項・・・非火災階の限界時間内に終了しているかどうか。

第7 再検証

検証訓練の結果、出火階及び非火災階の限界時間内にそれぞれの対応事項が完了しなかった場合は、防火管理体制の見直しを行い、再検証訓練を実施する。

なお、出火階及び非火災階の限界時間内にそれぞれの対応事項が完了した場合においても、それぞれの行動をよく検討し、改善点があれば、改善を図る。

第8 対応事項の完了までに要する時間が限界時間を超過した場合の改善策

検証の結果、限界時間内に行動を完了できなかった場合には、次のような改善策が考えられるため、該当する改善内容を示し実現可能な改善策を検討するよう指導し、再度検証を実施すること。また、この「検証訓練マニュアル」を十分理解するよう努め、ホテル・旅館等独自の改善策も引き出す。

1 訓練による対応時間の短縮

夜間の防火管理体制は変更せず、訓練のみによって向上を図るものであり、特に、これまで訓練を十分に行っていない場合は大幅な改善が望める。

- (1) 現状のまま訓練回数を増やす・・・習熟による効果が期待できる。
- (2) 消火器、屋内消火栓の取扱い、非常放送設備等の機器操作の習熟を図る・・・検証において、操作上のミスがあった場合に有効。

2 夜間の防火管理体制の変更

現状の夜間の防火管理体制の対応事項や人員構成を変更する。

- (1) 適材適所の役割分担にする・・・複数で対応行動する場合、体力的、機器操作能力に差がある場合に有効。
- (2) 副受信機の設置・・・同一敷地内に従業員寄宿舎がある場合等に有効。
- (3) 相互応援体制を整備・・・多数の手助けが必要な場合、特に非火災階の連絡、避難誘導に問題がある場合に有効。
- (4) 指揮系統等の組織体制を整備する・・・作業分担、責任体制の不備により対応行動に混乱がみられる場合に有効。

- (5) 夜間勤務者の増員・・・・・・・・・・夜間の防火管理体制の抜本的見直し。対応時間の短縮に有効。

3 対応事項の変更

- (1) 初期消火で屋内消火栓を使用する・・・・・・・・屋内消火栓が設置されている場合、消火器の使用に比べ、あまり対応時間を増やさずに限界時間の延長が可能。
- (2) 伝達方法を変更する・・・・・・・・構内電話や無線機を使用することにより連絡時間の短縮化に有効。
- (3) 仮眠待機場所の変更・・・・・・・・夜間勤務者の仮眠場所が自動火災報知設備の受信機や客室から遠い場合は、近くに移動することにより確認時間の短縮に有効。
- (4) 仮眠待機場所の分散・・・・・・・・夜間勤務者の仮眠場所を分散させ、電話等による連絡体制を整備することにより確認のための移動時間の短縮に有効。

4 設備等の強化

上記1～3の対応だけでは、限界時間内に対応事項が終わらない場合、設備等を強化することにより、限界時間の延長や、対応時間の短縮を図る。

- (1) 火災通報装置の設置・・・・・・・・119番通報の大幅な短縮が可能。
- (2) 無線機の設置・・・・・・・・火災確認時の連絡時間短縮に有効。
- (3) 非常放送設備のスピーカーを・・・・・・・・客室伝達が不要となるため、客室伝達に多くの時間を要する場合に有効
客室内へ設置
- (4) 避難器具を3階以上の客室へ設置・・・・・・・・客室伝達が大幅に省略できるため有効。
- (5) 火災避難用保護具を客室へ設置・・・・・・・・非火災階の限界時間を延長することができる。
(たて穴区画がある場合に限る)
- (6) エレベーターの改良・・・・・・・・非常用エレベーター又は停電時最寄階停止装置付エレベーターに改修する。確認時間の短縮に有効。
- (7) 階段部分に誘導音装置付き誘導灯・・・・・・・・限界時間の延長、対応事項省略の両面に有効
の設置
- (8) スプリンクラー設備の設置・・・・・・・・限界時間の延長、対応事項省略の両面に有効。

5 建物構造等の強化

上記1～4の対応だけでは限界時間内に対応事項が終わらない場合、またはそれらの対応を選択しない場合は、建物自体にかかる抜本的な対策を施すことが必要となる。

当該対策は、スプリンクラー設備の設置と並ぶ高度な対策であり、経済的な負担及び改善時間もかかるが、効果は大きい。

- (1) 寝具類を防災製品にする・・・・・・・・限界時間を延長することができる。

- (2) 内装の不燃化・・・・・・・・・・・・・・・・限界時間を延長することができる。
- (3) 客室と廊下間の区画性能を高める・・・・・・・・限界時間を延長することができる。
- (4) 階段室をたて穴区画にする・・・・・・・・避難誘導時間を短縮することができる。
- (5) 各階を防火設備により複数の・・・・・・・・客室伝達の範囲を短縮することができる。
区画に防火区画する
- (6) 安全な避難路を有するベランダの設置・客室伝達の範囲を短縮することができる。
- (7) 屋外階段の増設・・・・・・・・・・・・・・・・客室伝達及び避難誘導時間を短縮することができる。
- (8) 構造を変更する・・・・・・・・・・・・・・・・建替え、改築等の機会に、建物の耐火性能を向上させることにより、限界時間を大幅に延長することができる。

第9 改善策の例

具体的な改善策の例を次に示す。

1 対応時間が限界時間をわずかに（1秒～数十秒）オーバーする場合

(1) 訓練による対応時間の短縮

- ア 訓練回数を増やす。
- イ 客室への火災連絡の訓練をする。
- ウ 消火器、屋内消火栓の取扱い、非常用放送設備等機器の基本的な操作の習熟を図る。

(2) 夜間の防火管理体制の変更

- ア 適材適所の役割分担、配置をする。
- イ 夜間勤務者を増員する。

(3) 設備等の強化

- ア 火災通報装置を設置する。
- イ 無線機を設置する。

2 対応時間が限界時間を数十秒から1～2分程度オーバーする場合

(1) 訓練による対応時間の短縮

訓練のみによる対応時間の短縮は困難。

(2) 夜間の防火管理体制の変更

- ア 適材適所の役割分担、配置をする。
- イ 夜間勤務者を増員する。
- ウ 副受信機の設置により、従業員宿舎からの応援体制を整備する。
- エ 相互応援体制を整備する。
- オ 指揮系統等の組織体制を整備する。
- カ 仮眠待機場所を変更する。
- キ 仮眠待機場所を分散する。

(3) 設備等の強化

- ア 火災通報装置を設置する。
- イ 無線機を設置する。
- ウ 火災通報装置を各階に設置する。
- エ 無線機を設置する。
- オ 非常放送設備のスピーカーを各客室に設置する。
- カ 避難器具を3階以上の各階に設置する。
- キ エレベーターを改良する。
- ク 階段部分に音声誘導機能付き誘導灯を設置する。
- ケ 火災避難用保護具を全客室に設置する。

(4) 建物構造等の強化

- ア 寝具類に防災製品を使用する。
- イ 内装の不燃化を図る。

3 対応時間が限界時間を数分以上オーバーする場合

この場合、消防計画の多少の見直しや小規模な設備強化では対応できないため、大規模な設備強化や建築構造の変更を実施し、限界時間の延長を図る対策が必要である。

(1) 訓練による対応時間の短縮

訓練のみによる対応時間の短縮は困難。

(2) 夜間の防火管理体制の変更

- ア 適材適所の役割分担、配置をする。
- イ 夜間勤務者を増員する。
- ウ 副受信機の設置により、従業員宿舎からの応援体制を整備する。
- エ 相互応援体制を整備する。
- オ 指揮系統等の組織体制を整備する。
- カ 仮眠待機場所を変更する。
- キ 仮眠待機場所を分散する。
- ク 夜間勤務者をかなりの人数増員する。

(3) 設備等の強化

- ア 火災通報装置を設置する。
- イ 無線機を設置する。
- ウ 火災通報装置を各階に設置する。
- エ 無線機を設置する。
- オ 非常放送設備のスピーカーを各客室に設置する。
- カ 避難器具を3階以上の各階に設置する。
- キ エレベーターを改良する。
- ク 階段部分に音声誘導機能付き誘導灯を設置する。
- ケ 火災避難用保護具を全客室に設置する。

コ スプリンクラー設備を設置する。

(4) 建物構造等の強化

ア 寝具類に防炎製品を使用する。

イ 内装の不燃化を図る。

ウ 客室と廊下間の区画性能を高める。

エ 階段室をたて穴区画化する。

オ 各階を複数の区画に水平区画する。

カ 安全な避難路を有するベランダを設置する。

キ 屋外階段を増設する。

ク 構造を変更する。

4 検証の際の対応時間の計測結果から、以上のような対策を指導していく必要があるが、どのような改善策を選択するかについては、ホテル・旅館等において判断するものとする。

行動表 (自衛消防隊員訓練計画)

対象物名 _____ 防火管理者氏名 _____ 参加自衛消防隊員数 _____ 人

※ 隊員名を記載し、該当する実施事項の□を塗りつぶし、その下に行動内容を簡潔に記載する。

	自火報発報 (ベル鳴動)	隊員No.1 _____	隊員No.2 _____	隊員No.3 _____	隊員No.4 _____	隊員No.5 _____
		開始時の場所 (階)	開始時の場所 (階)	開始時の場所 (階)	開始時の場所 (階)	開始時の場所 (階)
↓	火元表示確認	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
↓	現場確認	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
↓	通 報	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
↓	初期消火	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
↓	情報伝達	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
↓	避難誘導	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
↓	消防隊到着 (情報提供)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
↓	対応事項終了					

検証チェック表

(検証日 年 月 日)

対象物名

所在地 区

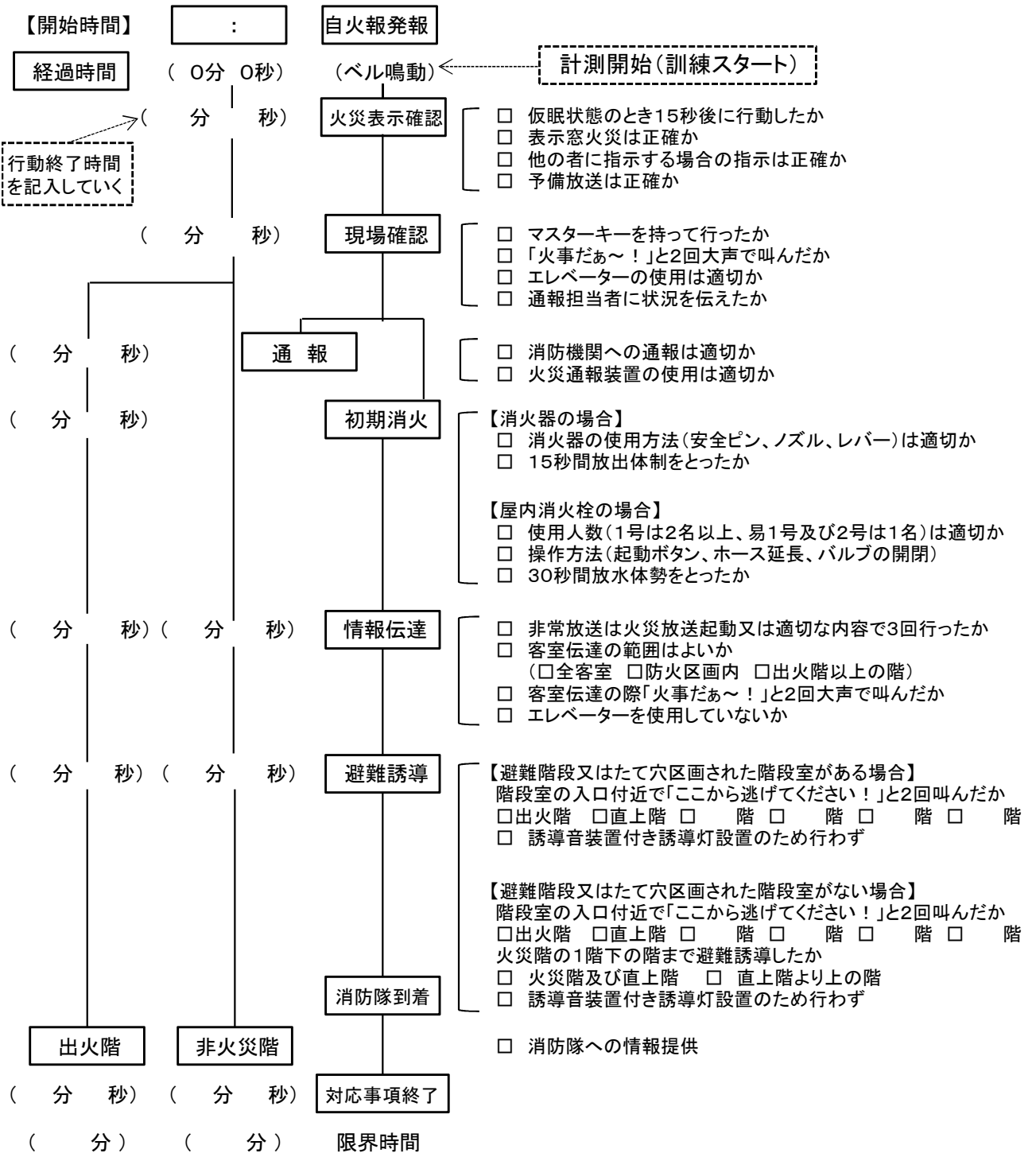
隊員番号N 氏名

検証員氏名

出火階 階 号室

限界時間 出火階 分 非火災階 分

特記事項



検証結果

出火階 適 否

非火災階 適 否

総合判定 適 否